

# ○国立大学法人上越教育大学出版会出版企画委員会細則

(平成25年3月22日細則第9号)

最終改正 平成26年1月7日細則第1号

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人上越教育大学出版会運営会議規程（平成25年規程第17号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学出版会出版企画委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 出版物の企画に関する事項
- (2) 出版物の評価及び選定に関する事項
- (3) 出版物の制作，頒布及び広報に関する事項
- (4) その他出版に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 国立大学法人上越教育大学出版会規則（平成25年規則第5号）第5条に規定する運営責任者
- (2) 附属図書館長
- (3) 学系長
- (4) 専攻長
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第4条** 前条第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第5号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、運営責任者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第7条** 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

**第9条** 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

**第10条** 委員会に関する事務は、学術情報課において処理する。

(その他)

**第11条** この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年細則第1号 (平成26年1月7日))

この細則は、平成26年1月7日から施行する。